

基準 20 冷凍室または冷蔵室に係る不活性ガス消火設備およびハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準

冷凍室または冷蔵室で、次のいずれかに該当するものは、令第 32 条の規定を適用し、不活性ガス消火設備またはハロゲン化物消火設備を設置しないことができる。

- (1) 壁および天井（天井のない場合は屋根。以下この基準において同じ。）の断熱材として不燃材料（石綿、岩綿、グラスウール等）が用いられ、防熱押さえ材（20 cm 以上の間隔で用いる押さえ貫および押え柱を除く。）が難燃材料で造られ、かつ、冷凍区画ごとに防火区画されているもの
- (2) 壁および天井の断熱材がコンクリート、モルタル（厚さ 2 cm 以上）またはこれらと同等以上の防火性能を有するもので覆われ、かつ、当該断熱材に着火のおそれがない構造であるもの
- (3) 壁および天井の断熱材として自己消炎性の材料が用いられ、その表面が難燃材料（ガラスおよびアルミニウムを除く。）で覆われ、かつ、簡易な乾式の散水装置が設けられているもの
- (4) 床面積 100 m² 以下ごとの耐火構造の壁もしくは床または特定防火設備である防火戸で区画されているもの